

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月27日（火）午後2時30分から午後3時13分
2. 開催場所 八代市役所仮設庁舎 東棟2階21号会議室
3. 出席委員（16人）

会長	1番	白石勝敏
	3番	松本秀昭
	4番	萩本一浩
	5番	平野英明
	6番	光永信一
	7番	高野康喜
	8番	門田静子
	9番	中村道一
	10番	田口一廣
	11番	中村和人
	13番	杉本秀雄
職務代理者	14番	本田友治
	15番	吉永安圭美
	16番	萩本厚生
職務代理者	17番	内田孝光
	18番	深田 智
4. 欠席委員（2人）

	2番	中野敏憲
	19番	寺田 浩
5. 出席推進委員（0人）
6. 議事日程

第1	議案第1号	農地法第3条（委員会）について
第2	議案第2号	農地法第4条（知事）について
第3	議案第3号	農地法第5条（知事）について
第4	議案第4号	農地法第5条事業計画変更申請について
第5	議案第5号	基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
第6	議案第6号	【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
7. 農業委員会事務局職員

局長	泉 宜孝
主幹兼係長	宮野 優
参事	橋本周斉
主事	桑野 直
主事	平川祥子
主事	北村有希

8. 会議の概要

事務局長

それでは、皆様、こんにちは。

今回の総会は、新型コロナウイルスの感染者が、仮設庁舎の職員にも感染が発覚した関係上、出席人数を制限するために農業委員のみの出席と致しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今回も前回同様、国・県が示した新しい生活様式を用い、総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。

御発言につきましては、今回は挙手をしていただきまして、事務局職員がマイクをお持ち致しますので、その場で発言していただきます。

総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭で発言していただきます。

以上、委員の皆様方には大変御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願い致します。

それでは、ただ今から4月の総会を開会致します。

本日は、寺田浩委員、中野敏憲委員さんからは、欠席の連絡が入っております。

本日の出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願い致します。

議長

皆さん、こんにちは。

新型コロナの感染者が、この仮設庁舎にも発生しております関係上、私の挨拶は割愛させていただきます。

それでは、総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をお願い申し上げます。挨拶を終わります。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

3番 松本秀昭委員、4番 萩本一浩委員にお願いします。

それでは、議事に入ります前に、訂正があるようございますので、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、基盤強化法第18条第1項の規定によります農地利用集積計画利用権設定について、訂正がございます。

皆さん、お手元の議案書24ページと25ページ、申請番号28番、それと29番の始期、終期の期日の訂正です。令和3年10月1日から令和4年の4月30日とあるのを、令和3年の12月1日から令和4年の5月31日に訂正方をお願い致します。また、備考欄に記載してございます期間10月1日から4月30日を、同じく12月の1日から5月の31日に訂正をお願い致します。

議長

それでは、議事に入ります。

議案書のとおり進行しますので、よろしくお願いします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書1ページから3ページのとおり、付議致します。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が5件、贈与が3件、交換が2件ありました。

地目は、田2万8,011平米、畑958平米、計2万8,969平米です。

内容につきましては、議案書記載どおりです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

御審議方よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、昭和。

3番 昭和地区担当の松本です。1番について説明します。

これは、土地の贈与についての案件でありまして、先日、齊藤推進委員と受贈人の〇〇さんと現地を確認、話を聞いてきております。

それによると、贈与人の〇〇さんと受贈人の〇〇さんは、いとこの関係であります。贈与人である〇〇さんの父親が亡くなって相続した土地を、農家ではないため、受贈人の〇〇さんに贈与して管理してもらいたいということでした。

現地は、以前から受贈人が管理をしまして、今後も現況と変わらず、渡し人、請け人の話合いもきちんとなされ、地元委員としては問題ないものと思われまます。御審議よろしくお願い致します。

議長 2番、太田郷。

10番 太田郷の田口です。

現地は、4月23日に渡邊委員と共に調査致しました。

場所は、西宮町の〇〇〇〇〇〇より〇へ△△△メートル位のところ。周りは譲受人の〇〇さんの田んぼが囲まれております。

今回、譲渡人から売りたいという申し出がありまして、譲受人の〇〇さんに譲っていただくということになりました。

譲受人は、これまで露地野菜等を積極的に作ってこられて、また、後継者はいずれ将来いるということでございましたので、地元委員としては何ら問題がないと思っております。皆様方の御審議をよろしくお願い致します。

議 長

3番、植柳、高田。

9 番

植柳・麦島地区の担当委員中村です。3番について説明を致します。
申請理由が贈与申請ということで、4月26日、吉田推進委員と調査を行いました。
場所は、この記載の植柳下町から大福寺と、高田の高下西町もあるわけですが、申請地が植柳のほうが多いということで、私のほうから説明をさせていただきます。
譲渡人と譲受人は親子関係であります。今回の贈与ということですが、お父さんも、〇〇さんもまだ健在で頑張っておられます。そういったことで、生前贈与という形になります。
現在は、この譲受人の〇さんが、この申請地に水稲とミニトマト、外国人パートさんを入れられ、安定的な経営をされております。そのようなことで、担当委員といたしまして何ら問題ないことを申し上げます。審議方、よろしくお願い致します。
以上です。

議 長

4番、高田。

7 番

4番のこの奈良木町の畑になっておりますが、ほとんど山林に近いような状態で、水俣に向かっています高速道路の付帯道路のそばにありまして、譲受人が、そこに何かまつ松の木とかを植えたいということで、求められております。
場所とすれば、これから先、整備されるので、もっとよくなるんじゃないかと思ひまして、別にこちらが意見を申し上げるようなところではありませんでした。

議 長

5番、日奈久。

13番

5番、日奈久、杉本です。
譲受人と譲渡人は兄弟でありまして、弟さんのほうが県外に住んでいますので譲りたいということで、何ら問題はないと思います。

議 長

続けて。

13番

続けていいですか。
6番も日奈久ですので、続けて行います。

譲受人と譲渡人は、実家のほうが隣同士でありまして、前から譲渡人がこの土地を耕作されていますし、農機や資力もあり、取得後、有効に利用されると思いますので、何ら問題はないと思います。

議 長

7番、二見。

5 番

二見担当の平野です。

7番の案件は、〇〇〇〇〇〇より君が淵方面に、△△メートル位行った地点の畑です。ここが、持っておられた譲受人も耕作しておられず荒れていた畑で、そこに〇さんが購入されて、その川沿いのところに、〇〇〇〇〇〇よりも手前の農地に水を送るためのポンプ小屋がありまして、そこに行くための道がなくなっておりました。それも、そこにポンプ小屋を管理するために、そこを購入して行きやすいようにしたいということで購入をされました。何ら問題はないと思います。

議 長

8番、鏡。

1 4 番

鏡の本田です。8番、9番、10番について説明致します。

まず、8番からですね。

場所は鏡町貝洲〇〇番割ですが、この土地の所有者は〇〇さんとなっていますけれども、実はお父さんが田んぼの管理を行っていましたが、ここ二、三年作付をされていません。そのため、水田が荒れています。

それで、この土地を、隣接する土地所有の〇〇〇さんが買い受けて、農地の規模拡大を行うとのこと。何も支障はありません。御審議の程、よろしく申し上げます。

それから、9番、10番は鏡町北新地〇番割と鏡町北新地〇番割、実は今回の申請は、譲渡人と譲受人と田んぼの交換になっています。

実は、譲渡人の田んぼが5枚つながってまして、約1町5反ぐらいありましたが、その隣に譲受人の田んぼがありますので、今回集積をすることにより作業能率を上げたいとのこと。

また、譲渡人の土地は譲受人の自宅の近いところにあるため、両者の考えが一致したものです。今回の申請について何も問題はありませぬ。御審議の程、よろしくお願ひ致します。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書4ページのとおり付議致します。

今月の申請は4件で、その内容は議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番、2番及び4番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。なお、4番の案件については無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、3番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置される既存宅地の拡張であることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が許可は可能と判断しました。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八代・松高。

16番

松高の萩本です。申請番号1番と2番について、続けて説明を致します。

22日に、宮本推進委員さんと一緒に現地確認を行っております。

1番の案件につきましては、場所は用途地域内の土地にありまして、もう周りは家が建て込んでおりまして、申請者の〇〇さんの田んぼだけが荒れ放題でありまして、現在アパート住まいですけれども、ここに自分の家を造りたいということでありまして、耕作放棄地解消のためによかったなと思っております。

それと、2番目の案件ですが、〇〇さん親子三代夫婦住んでおられまして、随分大きな農業をされております。自分の小屋も倉庫もかなり大きいですが、どんどん農機具などが増えまして、この申請地、用途地域です。自分の家の道を挟んでの土地を、前からそういう計画で土地を空けてありましたので、今回、倉庫、農機具置き場を造りたいということでもあります。他には何にも影響ありませんので、よろしくお願い致します。

議 長

3番、金剛。

17番

金剛の内田です。3番について説明致します。

4月22日、水島町の鶴山推進委員と現地を確認してきました。

場所は、〇〇〇〇〇〇から流藻川沿いに△△△メートルほど下った川沿いにあります。また、議案第3号、9番で、また説明しますが、息子さんが結婚を機に、親と同居の住まいの隣接農地を借りて住宅を建築したいとのことでしたが、父親の現住宅の増築分が無断転用で、申請地内であるため、今回の申請になりました。別に問題はないと思います。御審議方よろしくお願い致します。

議 長

4番、日奈久。

13番

4番、日奈久、杉本です。

場所は、国道3号線より下に△△△メートル位のところにあり、4月25日、橋本委員さんと現地確認をしました。

もう家も建っており、無断転用の届けを出されたので、何ら問題はないと思います。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案書5ページから9ページのとおり付議致します。

今回の申請は、所有権移転が12件、使用貸借権が2件、合計の14件で、内容につきましては議案書記載のとおりです。

それでは最初に、農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番から6ページ3番まで及び7ページ6番から8ページ8番まで、また9ページ14番の案件につきましては、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

6ページ、お願いします。

次に、4番及び5番の案件は、新八代駅から概ね500メートル以内に位置する農地のため、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

8ページ、お願いします。

次に、9番及び9ページ12番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、10番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

9ページ、お願いします。

最後に、11番及び13番の案件は、上下水道の2管が埋設されている道路の沿道で、概ね500メートル以内に、二以上の教育施設・医療施設がある農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が許可は可能と判断しました。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八千把。

4番

八千把担当の萩本です。申請番号1番と2番について説明します。

1番、申請地は古閑中町の区画整理区域内のスーパーストアの道を挟んだ東側にあ

たり、現況、〇〇不動産の造成地で、ここに野菜販売店を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

2番も古閑中町の区画整理区域内の株式会社〇〇〇〇の区画割りの造成地で、ここに個人住宅を建設しても何ら問題がないと思います。御審議をお願いします。

議 長

3番、八代。

16番

3番について説明致します。

22日に宮本さんと現地確認をしております。

この案件の場所は築添町、八代校区内ですけれども、すぐ隣に〇〇の3階建ての団地もあります。もちろん用途地域でありますし、この辺りは、もうほとんど家が建て込んでおりまして、譲渡人はこの近くに事務所を持っておられますが、もう古くなったので、この自分の土地に新しい事務所と、そして駐車場を造りたいということでありまして、周りには何にも悪影響はありませんので、よろしいかなと思います。

議 長

4番、太田郷。

10番

太田郷の田口です。

4月23日に渡邊委員と現地確認致しました。

4番、5番については、10月に農振地除外の申請がありまして、それで許可を頂いておるわけですが、この4番の場所は〇〇病院もですが、〇〇病院の駐車場、周りにはもう既に宅地になっております。

5番は、今の4番の申請場所から約△△△メートル位のところにありまして、いずれも地元の農業委員としては問題がないと考えております。御審議をよろしく願いいたします。

議 長

6番、宮地。

10番

6番について説明致します、太田郷の田口です。

これも、渡邊委員と同じ日に現地確認を行いました。

ここは、宮地小学校から〇～△△△メートル位、そして近くに、〇側に国道3号線が通っております。

ここは、去年の7月に豪雨災害で災害に遭われました〇〇〇〇〇が、安全、安心な場所に立地をしたいということで、ここに申請されたわけでございます。何ら問題がないと思います。よろしく願い致します。

こちらの申請地は、千丁町の二の丸地区に〇〇〇というお寺がありますが、そのお寺さんのすぐ近くにあります。

譲渡人は熊本市在住で、しかも高齢ですので、管理ができておらず、現況は耕作放棄地状態で、この話を聞かれた地域の方々も大変喜んでおられます。

11番、12番の御審議をよろしくお願い致します。

議 長

13番、鏡。

14番

鏡の本田です。13番、14番について説明致します。

まず、13番から。

場所は鏡町上鏡、この場所というのは鏡小学校より〇へ約△△△メートル位の土地になります。

ここに、建て売り住宅用地として利用したいとのことですが、もう既に西側、南側にはアパートが建っています。周辺は住宅街となっていて、何も支障はないものと考えています。よろしくお願い致します。

続きまして、14番。

鏡町下有佐、この場所は、鏡町にある米穀業を営んでおられます〇〇〇〇さんという大きな会社がありますけれども、そこから〇の方向へ約△△△メートル位のところになります。

ここに、〇〇〇〇〇が、母親所有の土地を借り受けて住宅を建てたいとのこと。周辺は住宅が立ち並び、水田などに対しての影響はないものと考えています。御審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第4号、事業計画変更承認願いについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農地法第5条事業計画変更申請について、議案書10ページのとおり

付議致します。

今回の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。

平成31年1月17日付で農地転用許可を受けた事業計画について、一部事業遂行が困難になり、事業計画区域を縮小するために必要となる承認申請です。

当初の転用目的は駐車場として利用するものでしたが、許可後、農地として利用する内容となっています。

申請地は、第1種農地に区分され、今後も農地として利用されることから、許可は可能と判断致しました。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

八代・松高。

16番

22日に、宮本推進委員さんと現地を確認しております。

ただ今、事務局のほうから説明がありましたとおりに、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇として現在営業しておりますが、その中で駐車場も、広く取っております、季節柄お客さんも少ないものですからですね。

この案件の、これ4反分ぐらいの田んぼですけども、それも駐車場が足りなくなったら後で、という計画を立てていたんですが、どうも見通しが悪いということで、現在は、農地のままなんです。ですから、今後とも計画変更して農地として活用したいということでもありますので、よろしくお願い致します。

議 長

この案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることといたします。ただし、この案件は、転用許可申請時に県の諮問会議に審議しているため、再度事業計画変更として県の諮問会議に許可相当として進達します。

議案第5号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農業経営基盤強化促進法第19条農用地利用集積計画の公告を、議案書11ページから38ページのとおり付議致します。

今月は、貸借権設定が43件、面積は22万670平方メートル、所有権移転が12件、面積は6万8,641平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断されます。

なお、この基盤法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願い致します。

来月5月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、5月11日火曜日を予定しています。

現時点で関係する地区は、高島町の予定です。地区の担当委員さんには、農業公社との調整ができ次第、日程を連絡しますのでよろしくお願い致します。

以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第6号、農地中間管理機構等による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号、農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得農用地利用集積計画を、議案書39ページから43ページのとおり付議致します。

今月の農地中間管理権の取得は、貸借権設定が8件で、面積は5,573平方メートル、使用貸借権設定が2件で、面積は6万2,128平方メートル、合計の面積は6万7,701平方メートルです。これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。

議案第6号の説明につきましては以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農地中間管理機構等による農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

本日予定の議案は全て終了しました。

今月は、農地法第5条の許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたので、報告します。

これをもちまして、4月の八代市農業委員会を閉会致します。

皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和3年4月27日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____